

抗議 声 明

最高裁判所長官
寺田 逸郎 様

私たち日本基督教団大阪教区は、当教区において牧師として働く大谷隆夫教師が、不当にも刑事被告人として起訴され、一審、二審、そして上告審においても一貫して無罪を主張してきたにもかかわらず、最高裁判所が上告棄却の判断を下したことに對し、満腔の怒りをもって抗議を表します。

大谷隆夫教師は、大阪市西成区の通称「釜ヶ崎」（行政上は「あいりん地区」）において、日雇い労働者、野宿者、生活困窮者の叫びとも言える声に耳を傾け続け、生活相談、医療相談、住宅相談、就労相談、生活保護申請手続きの援助・サポートなどを行ってきました。大阪市が行った住民票の職権消除により、選挙権が奪われた人々の選挙権回復のための働きもその一環です。

大谷教師は、キリスト者として、その信仰を基盤にして一つ一つの人権に関わり続けてきました。それは、信仰者として、一人一人のいのちに関わり続けてくることでもありました。憲法で保障された選挙権の回復のために行動をおこすことは、牧師としての職務に忠実であり続けるが故に当然のことです。また、そのことを声に出すこともイエス・キリストに忠実であろうとするものにとって当然のことです。

たとえ信仰者であろうともなかろうとも、奪われた人権を回復するために声を挙げることは、表現の自由として守られねばなりません。大谷教師は、この裁判において、大阪府警による逮捕、起訴が表現の自由を奪うものであることを主張してきました。また、問題の根幹には、選挙権が不当にも奪われている人々がいるという事実がありました。選挙権は、憲法第 15 条、あるいは国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約＝B 規約）第 25 条で保障されたものです。この裁判は、極めて日本国憲法における基本的人権にかかわるものです。

にもかかわらず、最高裁判所は、大谷教師の逮捕、起訴が憲法に違反するものではないとして、上告を棄却しました。これは、法の番人であるべき最高裁判所が自らの職務と責任を放棄したものであります。

私たち日本基督教団大阪教区は、そのような最高裁判所の判断に抗議の意を表すると共に、裁判所の判決如何によらず、大谷教師の行動が正当なものであったことを表明し続けることをここに声明いたします。

2014 年 5 月 6 日

第 59 回日本基督教団大阪教区定期総会